

八郷伝報

発行所 八郷町役場 茨城県新治郡八郷町大字柿岡2009
電話(柿岡) 4・104・114・149番

印刷所 飯島印刷所
五國車道本町

ご長命おめでとうございます

としよりの日」に

80才以上の高令者418名を慰問

九名のかたは次のとおりです（順位は生年月日による）

も」としよりの日」の九月十五日、八十才以上の高令者四百十八名（昨年は四百十名）を慰問、記念の赤い座布とんを贈って長命をお祝いしました。

年々高令者はふえてきていますが九十才以上の方は昨年の十四名よりさらにふえて十九名となり、最高令者は昨年と同じ東成井の成田ひささん(94)です。また、おそろいで最高令は加生野の中島高治さん(91)と、もとさん(90)のご夫妻です。

地区		区名	高令者名	年令	生年月日	世帯主名
①	園部・東成井	成田	ひさ	(94) 慶応3年	11月27日	(信太郎)
②	小幡・中山	神谷	とく	(83) 明治2年	4月5日	(好寿)
③	芦穂・吉生	荒井	徳松	(83) 明治2年	10月19日	(勤治)
④	瓦会・宇治会	奥川	こま	(83) 明治3年	1月18日	(本人)
⑤	林・片岡	上田	林太郎	(82) 明治3年	6月16日	(博)
⑥	林・下林	鈴木	てふ	(81) 明治3年	10月1日	(重光)
⑦	柿岡・仲町	菊地	とみ	(81) 明治4年	1月4日	(丈七)
⑧	小桜・辻	松延	たき	(81) 明治4年	1月19日	(徳三郎)
⑨	小幡・加生野	中島	高治	(81) 明治4年	2月20日	(三郎)
⑩	恋瀬・中戸	石井	あき	(81) 明治4年	8月12日	(繁雄)
⑪	小幡・加生野	中島	もと	(80) 明治4年	10月14日	(三郎)
⑫	恋瀬・大増	田村	な志	(80) 明治5年	1月15日	(浩)
⑬	恋瀬・大増	岡本	なを	(80) 明治5年	1月15日	(次雄)
⑭	柿岡・新宿	長谷川	せき	(80) 明治5年	1月17日	(吉三郎)
⑮	恋瀬・小見	柘植	はる	(80) 明治5年	1月28日	(利昭)
⑯	芦穂・吉生	浅井	かね	(80) 明治5年	2月15日	(園子)
⑰	林・里	飯塚	よう	(80) 明治5年	3月1日	(政雄)
⑱	恋瀬・中戸	吉田	寅次郎	(80) 明治5年	5月17日	(英)
⑲	柿岡・仲町	舟橋	よう	(80) 明治5年	8月7日	(保)

老後も明るく

「9月15日～21日
としよりの福祉週間」

九月十五日から二十一日までの一週間、ことしも〃としよりの福祉週間〃が行なわれますがこの運動も年ごとに社会の関心が高まってきていますことは、本当にうれしいことです。

・三才、女七十・二才までは生きられるという結果がでています。これは戦前の昭和十年の男四十七才、女五十才にくらべますと実に男は十八才女は二十才も長生きできることになったわけで、医学の進歩とともにさらに長生きできる時代となりました。

(((親子座談会)))

瓦会青年会が主催して8月20日瓦会公民館で「親子座談会」がひらかれた。
ミ親からの要望ミミ子の要望ミをそれぞれ出しあい。「親はもっと青年を信
頼して欲しい」「親にいろいろなことをかくさず相談して欲しい」など意義
ある話し合いがつけられた。

最近の統計によ
りますと男六十五

人生は七十年になったが
最近、わが国の老人も先進諸國に肩を並べられるほど、長生きできるようになったこと
でしよう。幸福になるといふ
前提があつてこそ、長生きしたいのです。
しかし、長生き、すなわち幸福であることを望めないところに、今日の老人問題が生れてきます。

この機会に、お年寄りには果して幸せだろうか、ということを反省してみること、決してむだではないと思います。

長生きしたいという気持は人間最大の願いです。しかしこれは、長生きすることによって幸福な人生をより長く受けたいからであって、長生きしても不幸な人生を送るならば、長生きが苦痛となること

五日から二十一日まで、三才、女七十・二才までは、間、こしもしと、生きられるという結果がでて、よりの福祉週間、います。これは戦前の昭和十年の男四十七才、女五十才に行なわれますが、くらべますと実に男は十八才、この運動も年ごとに、女は二十才も長生きできることに社会の関心が高まってきたわけで、医学の進歩とともにさらに長生きできることは、本当にうれしいことです。る時代となりました。

これは、厚生年金などに加
入できない農漁業、商業など
の二十才以上の人々を対象と
して、一定額の掛金をし、老
令人口は年ごとに増加す
ることが見込まれています。

老人処遇の問題は、家族制
度のなくなった今日、家族扶

▽国民年金の老令年金と老令福祉年金

でこれに近づくよういろいろな努力をほらっています。参考までに現在実施されている制度についてみてみましょう。

す。この制度では、老令のため独立して生活のできないかたには、養老施設や救護施設があり、茨城県では十一カ所に七百名のかたがたが、いこいの生活をおくっています。年寄りの幸を考えよう

「ゆりかごから墓場まで」を、国家責任によって保障されているイギリスにはまだまだ遠く及びませんが、各方面

老的に良好であるといえませんが、二十年以上掛金をして六十才以上になった者に支給されます。

▽生活保護制度

最低生活を維持できないすべての国民について、その生活を保つようにする制度で

あまりに悲觀的な事実が多くありすぎて、幸福ですとは言にはいけない状況です。たとえば、先進国にくらべて老人の自殺者が非常に多くいます。長生きしたくても、自分の人生に自信を失い、自ら命を断たねばならない人生では、老人の生活環境が全面

いは掛金を納められなかった人には、種々制限はあるとしても、七十才から老令福祉年金を年一万二千元もらえることになっています。

▽厚生年金保険

昭和十六年に、働く者の年金として実施されて、月俸給の割合に応じた保険料を納

13日～21日
「の福祉週間」

この公的年金が六千円以下
のときは障害福祉年金は全額
支給されます。

まず、お手もとにある恩給証書や、厚生年金証書、扶助料の告知書に記入されている年金額をお調べください。

公的年金の額が二万四千円未満の方は、福祉年金額の限度二万四千円と現在受

〔障害者の場合の例〕
障害福祉年金（一万八千円）を受けることができる方で、普通扶助料一万五千円を受けている場合は一万五千元と二万四千円との差額の九千円を支給されます。

のが現状でした。それがこのほど年金法の改正によって昭和三十七年十月分からそれぞれ受けている公的年金の額に応じて福祉年金が支給されることになりました。

以下の方は老令年金全額が支給になります。

福祉年金も合

今までは恩給や厚生年金あるいは公務扶助料など公的年金を受けているときは福祉年金を受ける資格を持っていますが、支給制限されたり全然受けられなかった老令福祉年金(一万二千元)を受けることができる方で、厚生年金の遺族年金を一万七千元受けている場合は、一万七千元と二万四千元との差額七千元が支給されます。この

福祉年金も合せて支給

恩給など公的年金の低額のかたへ

〔障害者の場合の例〕
障害福祉年金（一万八千円）を受けることができる方で、普通扶助料一万五千円を受けている場合は一万五千円と二万四千円との差額の九千円が支給されます。

この公的年金が六千円以下のときは障害福祉年金は全額支給されます。

て加算額が変わってきますから二万四千円以上になっても支給されることがあります。

〔戦傷病者・旧軍人軍属の遺家族の方の場合の例〕
老令、障害、母子、準母子年金を受ける資格のある方で戦傷病者に支給される増加恩給や公務扶助料などのように戦開公務が原因で支給されてい

千八百円（六万二千八百円に扶養加給四千八百円を加えた半額）になりますので、公的年金受給による制限はありません。しかし夫も妻も老令福祉年金の受給権者であるときは、どちらも三千円づつ支給がとめられます。くわしくは社会課へおたずね下さい。

る場合には公的年金二万四千円が七万円になります。

老令福祉年金を受けることのできる方で現在公務扶助料を六万二千八百円（十月から増額が予定されている兵の額）を受けているときは公務扶助料六万二千八百円と七万円の差額七千二百円が支給されます。ただしこの六万二千八百円の公務扶助料を夫婦（同順位者）で受けているときは、夫と妻の支給額は半額の三万三

来月の納税

町民税
国民健康保険税

第3期

10月31日限り

泰仕を一生懸命行なった。
これによって地元では、バス、自転車などの通行が快適になり、たいへんよろこんでいる。

後における社会福祉の面で、
もつとも重要な課題であると
認識を新たにしていきたい
と思います。

主体的に老人のありかたを考へたりすることは、敬老会のようにならざるを得ないだけに、今後の発展が期待されてます。

としよりの日を迎えるにあつて、老人福祉の問題が、

がろう」と町建設課を通じて県土木課に連絡、じやりをトラックで数台運搬してもらつた。

そして、八月十九日早朝より台風十二号の強風にもまけ

また、グルーブ活動の中から

まちのわだい

芦穂青年学級生五十九名は「私たちの道路は私たちが可愛

表から社会的なものに切り替
 へられる傾向が強まっていま
 としてよりの福祉週間運動に
 市岡二宮間の奥道南形

芦穂青年学級生59名
 労力奉仕で

登録の町長選挙人名簿の調製された名簿は、十一月五日からみなさんの縦覧を願って、十二月二十日に確定、以後一年間の各種選挙に使用されることになると思います。

来年は四年に一度の地方選挙の年にあたり、町長、県議会議員、県知事町議会議員の各選挙が予定されています。

選挙権があっても名簿に登録されていなければ投票することができませんので、もれなく申請をいたしましょう。

次の二つに該当する方は申請用紙に記入してください。

……あなたも私も漏れなく申請……来年予定

① 日本国民で十二月十日（名簿確定日）に年令満二十才以上（昭和十七年十二月二十一日以前出生）であること。

② ことしの六月十六日以前より八郷町に居住していること。

この登録申請は、各区長からみなさんの家庭に申請用紙が配布されますから、所要事項を記入して九月三十日まで提出してください。

選挙管理委員会ではこのようにして提出していただいた申請書を戸籍簿、住民票、犯罪人名簿、課税台帳などと照合、くわしくしらべたうえで調製決定するわけです。

まじかにせまった町長選挙など各種選挙にそなえて、完全な名簿調製のために、みなさんの理解ある協力をお願いいたします。

なぜ農協合併が必要か 強固な基盤で近代農業を推進

最近の新聞やラジオなどは毎日のように、日本の農業が転換期にきていることを報じています。

どうしてこのようにいわれているのでしょうか。それには次のようなことがあげられます。

①農業の収入が他産業に比べて、たいへん少ない。
②他産業の急激な発展にともない、農業から他産業への人口流出が急激にふえ、農村の人手が不足して農業労働力が暴騰した。

それにくらべて農産物の価格が安定していない。
③食生活の改善により穀類から動物性タンパク質、ビタミンなどへ需要と供給の関係が大きく変化してきた。
④貿易の自由化によって、より安い農産物が多量に輸入される危険がある。

⑤農業の経営方式が大きく変化した。

これらの理由から農家は、いやおうなしに経営の転換を迫られているのです。

そこで政府は、この曲りかたの農業を円滑に進行させるため農業基本法を制定、日本の農業の基本的方針を示して農業と他産業との所得の均衡をはかることになりました。

△農業生産法人が農地などの権利を取得するときの許可基準は、
①農業生産法人に取得を認める権利は所有権、地上権、永小作権、使用貸借による権利と賃借権とする。
②法人に対し構成員は、創設地の貸付、小作地などの転賃（地主の承諾を得て）ができる。

△小作地などの保有限度の特例として、農業生産法人の常時従事者である構成員が所有する法人への貸付地は、法の規定にかかわらず

をほかのものをネライに、農業構造を改善して経営を企業化した近代農業へとすすめていくのです。

このように経営の企業化を行なわなかったとき、農業が今日の激しい自由経済のもとでは他産業と打ち合えず、農業者だけが取り残され、いづれ下積み生活に甘んじなければならぬ結果となることは明白です。

これら近代農業の事業を推進する母体となるものは、農業者唯一の経済団体であり指導機関である農協同組合なのです。

ところが現在の農協は（中には模範的経営のものもあり）貯金や米麦、飼料などを取扱っているだけの状態です、この新しい情勢に対応し農業者の利益を守ることがなかなか困難です。

農協の使命は、農業者個々の利益を守り、生活を豊かにするよう、生産指導から生活指導全般にわたって指導援助を行ない、農業経営を近代化し、所得の増大をはかることにあります。

このためには、現在の農協のように規模の小さいものではじゅうぶんとはいえず、組織の強化が必要になります。

△農業協同組合法の規定による信託事業を行なう農業協同組合が、農地などの信託の引受けにより所有権を取得し、または当該信託の終了によりその委託者に所有権の移転を

経済基盤の拡大強化により事業量の増大が期待され、経営に弾力性がそなえられる。対外への信用の増大が期待される。

新事業の開拓（共同施設）や営農指導の徹底をはかることのできる。

合併後の事務所の配置状況から隣接農協を利用すれば以前より便利な組合員は、合併により便宜をうける度合が大きくなり、事業の進展が期待できる。

△農業協同組合法の規定による信託事業を行なう農業協同組合が、農地などの信託の引受けにより所有権を取得し、または当該信託の終了によりその委託者に所有権の移転を

財務基盤が強化されることにより、資金に余裕が生じ事業全般を有利に行なうことが期待される。

単位農協が整理統合されることにより、必然的に系統組織全体の合理化が促進される。町との連絡調整、米の集荷、農林業振興や災害救済資金、その他諸助成が円滑に行なわれ組合員の福利が増進される。農政の浸透・営農指導事業が一体化され、農林業振興事業と農協事業との連携が可能となる。したがって近代農村建設が有機的に進められる。

町委託事務が円滑に推進でき、農協合併上の問題点として、農協合併により、組合員の結合がうされるのではないかと、事業利用に不便となるのではないかと、組合運営の公正が期し難くなるのではないかと、経営の管理統制が困難となるのではないかと、組織の統合によって、人員整理が行なわれるのではないかと、以上のようなことが問題点としてあげられますが、これらの問題をさらに研究し、克服してはじめて、新しい時代に即応した強力な理想の農協がつくれるのです。

△農業協同組合法の規定による信託事業を行なう農業協同組合が、農地などの信託の引受けにより所有権を取得し、または当該信託の終了によりその委託者に所有権の移転を

△農業協同組合法の規定による信託事業を行なう農業協同組合が、農地などの信託の引受けにより所有権を取得し、または当該信託の終了によりその委託者に所有権の移転を

△農業協同組合法の規定による信託事業を行なう農業協同組合が、農地などの信託の引受けにより所有権を取得し、または当該信託の終了によりその委託者に所有権の移転を

△農業協同組合法の規定による信託事業を行なう農業協同組合が、農地などの信託の引受けにより所有権を取得し、または当該信託の終了によりその委託者に所有権の移転を

△農業協同組合法の規定による信託事業を行なう農業協同組合が、農地などの信託の引受けにより所有権を取得し、または当該信託の終了によりその委託者に所有権の移転を

△農業協同組合法の規定による信託事業を行なう農業協同組合が、農地などの信託の引受けにより所有権を取得し、または当該信託の終了によりその委託者に所有権の移転を

△農業協同組合法の規定による信託事業を行なう農業協同組合が、農地などの信託の引受けにより所有権を取得し、または当該信託の終了によりその委託者に所有権の移転を

△農業協同組合法の規定による信託事業を行なう農業協同組合が、農地などの信託の引受けにより所有権を取得し、または当該信託の終了によりその委託者に所有権の移転を

△農業協同組合法の規定による信託事業を行なう農業協同組合が、農地などの信託の引受けにより所有権を取得し、または当該信託の終了によりその委託者に所有権の移転を

△農業協同組合法の規定による信託事業を行なう農業協同組合が、農地などの信託の引受けにより所有権を取得し、または当該信託の終了によりその委託者に所有権の移転を

△農業協同組合法の規定による信託事業を行なう農業協同組合が、農地などの信託の引受けにより所有権を取得し、または当該信託の終了によりその委託者に所有権の移転を

△農業協同組合法の規定による信託事業を行なう農業協同組合が、農地などの信託の引受けにより所有権を取得し、または当該信託の終了によりその委託者に所有権の移転を

軍人恩給大巾に増額

公務扶助料なども10月から半額実施

恩給法等の一部が改正する法律を施行され、旧軍人普通恩給年額など大巾に増額されました。

(1)普通恩給・普通扶助料
普通恩給（増加恩給併合のもの）や普通扶助料は、六十才以上のかた（妻、子は全員）に増額されます。実施の時期は、この十月か

恩給法等の一部が改正する法律を施行され、旧軍人普通恩給年額など大巾に増額されました。

(2)増加恩給
増加恩給を含む増加恩給は、六十才以上のかた（妻、子は全員）に増額されます。実施の時期は、この十月か

恩給法等の一部が改正する法律を施行され、旧軍人普通恩給年額など大巾に増額されました。

(3)公務扶助料
公務扶助料は、六十才以上のかた（妻、子は全員）に増額されます。実施の時期は、この十月か

恩給法等の一部が改正する法律を施行され、旧軍人普通恩給年額など大巾に増額されました。

(4)特例扶助料
特例扶助料は、六十才以上のかた（妻、子は全員）に増額されます。実施の時期は、この十月か

恩給法等の一部が改正する法律を施行され、旧軍人普通恩給年額など大巾に増額されました。

(5)公務扶助料
公務扶助料は、六十才以上のかた（妻、子は全員）に増額されます。実施の時期は、この十月か

恩給法等の一部が改正する法律を施行され、旧軍人普通恩給年額など大巾に増額されました。

(6)特例扶助料
特例扶助料は、六十才以上のかた（妻、子は全員）に増額されます。実施の時期は、この十月か

恩給法等の一部が改正する法律を施行され、旧軍人普通恩給年額など大巾に増額されました。

(7)公務扶助料
公務扶助料は、六十才以上のかた（妻、子は全員）に増額されます。実施の時期は、この十月か

恩給法等の一部が改正する法律を施行され、旧軍人普通恩給年額など大巾に増額されました。

(8)特例扶助料
特例扶助料は、六十才以上のかた（妻、子は全員）に増額されます。実施の時期は、この十月か

恩給法等の一部が改正する法律を施行され、旧軍人普通恩給年額など大巾に増額されました。

(9)公務扶助料
公務扶助料は、六十才以上のかた（妻、子は全員）に増額されます。実施の時期は、この十月か

恩給法等の一部が改正する法律を施行され、旧軍人普通恩給年額など大巾に増額されました。

(10)特例扶助料
特例扶助料は、六十才以上のかた（妻、子は全員）に増額されます。実施の時期は、この十月か

恩給法等の一部が改正する法律を施行され、旧軍人普通恩給年額など大巾に増額されました。

(11)公務扶助料
公務扶助料は、六十才以上のかた（妻、子は全員）に増額されます。実施の時期は、この十月か

恩給法等の一部が改正する法律を施行され、旧軍人普通恩給年額など大巾に増額されました。

(12)特例扶助料
特例扶助料は、六十才以上のかた（妻、子は全員）に増額されます。実施の時期は、この十月か

恩給法等の一部が改正する法律を施行され、旧軍人普通恩給年額など大巾に増額されました。

(13)公務扶助料
公務扶助料は、六十才以上のかた（妻、子は全員）に増額されます。実施の時期は、この十月か

① 旧軍人普通恩給年額

実在職年	階級	恩給年額									
		少佐	大尉	中尉	少尉	准士官	曹長 上等兵曹	軍曹 一等兵曹	伍長 二等兵曹	兵	
4年11月まで	60才までの恩給年額	268,800	213,600	160,800	138,600	118,200	97,800	91,800	88,800	79,800	
	60才以上の恩給年額	333,600	269,500	210,600	185,000	162,300	134,500	128,100	123,100	108,200	
5年	60才までの恩給年額	44,800	35,600	26,800	23,100	19,700	16,626	15,606	15,096	13,566	
	60才以上の恩給年額	48,928	39,526	30,888	27,133	23,804	19,726	18,788	18,054	15,869	
6年	60才までの恩給年額	45,696	36,312	27,336	23,562	20,094	18,908	17,748	17,168	15,428	
	60才以上の恩給年額	48,928	39,526	30,888	27,133	23,804	20,623	19,642	18,875	16,590	
7年	60才までの恩給年額	51,969	41,296	31,088	26,796	22,852	21,190	19,890	19,240	17,290	
	60才以上の恩給年額	51,968	41,322	32,292	28,366	24,886	24,657	23,485	22,568	19,836	
8年	60才までの恩給年額	58,240	46,280	34,840	30,030	25,610	23,472	22,032	21,312	19,152	
	60才以上の恩給年額	61,160	49,408	38,610	33,916	29,755	28,693	27,328	26,261	23,082	
9年	60才までの恩給年額	64,512	51,264	38,592	33,264	28,368	25,754	24,174	23,384	21,014	
	60才以上の恩給年額	71,168	57,493	44,928	39,466	34,624	32,727	31,171	29,954	26,328	
10年	60才までの恩給年額	70,748	56,248	42,344	36,498	31,126	28,036	26,312	25,456	22,876	
	60才以上の恩給年額	81,176	65,578	51,246	45,016	39,493	36,763	35,014	33,647	29,574	
11年	60才までの恩給年額	77,056	61,232	46,096	39,732	33,884	30,318	28,458	27,528	24,738	
	60才以上の恩給年額	91,184	73,663	57,564	50,566	44,362	40,798	38,857	37,340	32,820	
12年	60才までの恩給年額	83,328	66,216	49,848	42,966	36,642	32,600	30,600	29,600	26,600	
	60才以上の恩給年額	101,192	81,748	63,882	56,116	49,231	44,833	42,700	41,033	36,066	
13年	60才までの恩給年額	89,600	71,200	53,600	46,200	39,400	33,252	31,212	30,192	27,132	
	60才以上の恩給年額	111,200	89,833	70,200	61,666	54,100	45,729	43,554	41,853	36,787	

備考 1. 55才に達するまでは若年停止（支給停止）がある。表の60才までの支給額に対し、45才まで全額、50才まで2分の1、55才まで10分の3が支給停止になる。
2. 普通扶助料は普通恩給額の半額である。

② 傷病恩給年額

区分	現行額	改正額	
第1項症	171,000	233,000	
第2項症	139,000	189,000	
第3項症	111,000	151,000	
第4項症	79,000	107,000	
第5項症	51,000	70,000	
第6項症	38,000	52,000	
第7項症	24,000	33,000	
第1款症	26,000	35,000	
第2款症	22,000	30,000	
第3款症	19,000	26,000	
第4款症	15,000	21,000	

③ 公務扶助料年額

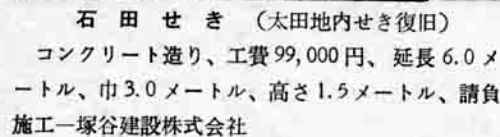
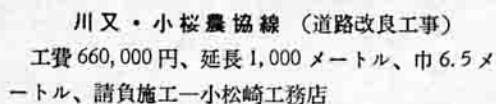
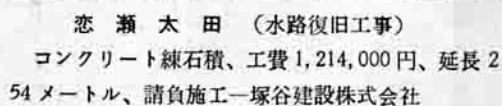
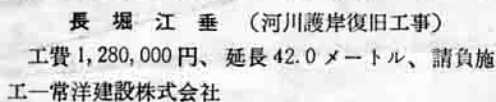
階級	現行額	改正額	
兵	53,200	72,420	
伍長	53,300	73,268	
軍曹	53,300	73,608	
曹長	53,400	73,608	
士官	53,500	73,608	
尉	53,500	73,608	
少尉	60,600	78,900	
中尉	78,700	100,967	
大尉	90,600	118,750	
佐	112,900	150,893	

④ 特例扶助料年額

階級	現行額	改正額	
兵	31,900	43,452	
伍長	33,200	45,729	
軍曹	33,500	46,320	
曹長	34,000	46,320	
士官	35,400	46,482	
尉	36,100	46,778	
少尉	40,900	53,258	
中尉	53,100	68,153	

これは、普通恩給と同じように、ことしの十月から引き上げ額の半額を、そして昭和三十九年七月（七十才以上のかたは昭和三十八年十月）から引き上げ額の全額が支給されます。（表③）

(6)特例扶助料
増額の実施時期は、公務扶助料と同じです。（表④）
このほか、高額所得停止基準の引き上げや処刑者に対する恩給権の取得などが改正されました。



この農業災害補償法の制度で行なう損害調査は、農林大臣が定めた損害認定準則に従って、町の組合で行なう被害調査と、県連合会の段階での実測などによる調査を農林省が客観資料にもとづいて認定する被害共済減収量で最終決定することになっています。

あなたの農家が作付をしていて、被害をうけても引受細目書の申告がしてないと、その調査ができません。

共済組合では「作付をしてしている場合は、もれなく申告して下さい」と望んでいます。

「第七回いはらき赤ちゃんコンクール」の町審査会が9月13日八郷公民館で行なわれました。これはさきに各地区の審査で地区代表となった32名の赤ちゃんによって競われ、慎重に審査の結果、

この町代表2名の赤ちゃんは石岡保健所管内のコンクールに出場することになっています。

飯塚	林	新谷	東成井	柴間	塚原	園部	小塙	宇治会	山寺	佐久	中戸	大増	太田	吉生	上曾	上宿	上青柳	十三塚	上宿	新宿	新宿	北町	内宿
富田	石井	金子	真家	小石川	比企	小河原	路川	大場	英雄	藤岡	弘子	章	英雄	足立	福島	高橋	木崎	今橋	高橋	青木	中村	小沢	桜井
健二(繁穂)	澄恵(正信)	文明(秀吉)	米子(清)	秀一(実)	香里(光雄)	浄(一男)	真理子(忠夫)	俊之(長一)	子(米三)	英雄(一男)	弘子(登)	章(勇)	英雄(一男)	敦子(進)	秀俊(行雄)	幸夫(尚司)	文枝(和幸)	幸夫(秀年)	寛美(唯郎)	圭子(秀)	隆(隆昭)	真弓(良弼)	義規(一夫)

町代表・地区代表の赤
んは次のとおりです。(カ
内は保護者名)

町代表	会	小河原 浄(一男)
地区代表	石井 澄恵(正信)	

戸の内	飯塚	戸の内	○小	半田	田口	明男(英)
富田智恵子(統一)	額賀誠一(茂)	市村友江(民雄)	桜	岡菱沼	浩美(操)	
川又	岡齊藤	鈴子(規矩)				

これは、全国果樹研究連合会が主催して毎年行ない、この会は第十三回にあたり、こゝ数年飛躍的な発展をとげて注目されている「茨城梨」を全国の関係者に研究してもらおうというものです。農林省



農業近代化の昨今まで

はじめ小幡ナシを視察した各県代表から、敷ワラと施肥の二点は更に研究の余地があるが、他の面では大へん良好であるとの批評に地元栽培者は熱心に耳を傾けた。

問題とされた点は、
①マルチ（敷ワラ）の管理を行なっていない。

これは、土壌の温度や水分の調整を行なったり、雑草の成育をおさえたりする効果ばかりでなく、肥料の効率を高めるのに大きな役割をはたすものである。

また、土壌管理をよくすることは生産費節減に重要なことである。

②肥料を多く施しすぎる。多肥のために樹勢を悪くしているばかりか、生産費を高くしている。

また、酸度が高い土地に対して、施肥方法が非効率的である。

施肥の時期にもっと神経をを使って、能率的な方法で行なう。

などで、参加した地元関係者は、この研究大会を大いに参考として安い生産費で多量によいものをつくらうと、いつそう研究心をもやして、全国大会の成果を喜びあった。

という国民経済の要請を背景として、食糧自給が叫ばれ、食糧増産対策費という名で、土地改良など農業基盤整備の財政投融資が裏付けされました。

昭和三十年頃を境として、日本経済は、もはや戦後ではないといわれる新しい発展期に入りました。

こうして、農業も戦後のいろいろな施策が、ようやく実を結んで、生産力の飛躍的な伸びをみせたのですが、他産業の伸展には到底およびず、両者の生産性あるいは生活水準の格差はしだいに大きくひ

が、経済の高度成長にくらべ、いまやその場しのぎの農政の手直しではどうしようもなくなつて、改めて農政全般について、新しい方向を見出し、いこうといふところまでになつたのです。

そこで政府は、三十四年四月農林漁業基本問題調査会を設けて、農業の基本問題を諮問し、三十五年五月その答申を得たのです。

引続きその答申にもとづいて「農業基本法」の制定が急がれ、昭和三十六年六月「農業基本法」が制定され、今後農業農政の向かうべき道が

農 終戦直後の農政は、農村の民主化と国民の食糧確保をねらいとしてくりひろげられました。

それは農地改革をはじめとして、農業協同組合制度・農業改良普及制度・農業災害補償制度など一連の農村民主化のための施策が講じられるとともに、開拓・土地改良・耕種改善など食糧確保に手がうたれたのです。

その後、復興もすすんで、やがて経済的に自立できるような段階になってきて、はじめて農政の基調も、統制経済から自由経済への移行期を迎えたわけです。

昭和二十四年に野菜・食肉いも類・飼料・肥料などの統制が撤廃され、三年後の二十七年には麦が間接統制されました。

このような自由経済へうつったことは、農政に価格政策をもちこみました。

そして昭和二十七年「繭糸価格安定法」、昭和二十八年に「農産物価格安定法」が制定され、生糸や繭・さつまいも・ばれいしょ・菜種それぞれに価格支持がとられることになったのです。

また、このとき、経済自立

して、食糧増産一枚看板の農政では、やっていけなくなっていたのです。

その一つのあらわれとして農業補助金に対する風当りが強くなり、三十一年には、零細補助金を融資に切換えることをねらいとする「農業改良資金助成法」が制定されました。

また、農民の自主的な計画にもとづく総合助成方式によって、適地適産を内容とする「新農山漁村建設総合対策」が始められました。

このような農政の切換えに対する努力は続けられました。

づいて「国民所得倍增計画」を策定しましたが、ここでも農業の問題は、産業構造の高度化と二重構造をゆるめるための重要な一環として位置づけられ、農業の近代化が強調されるにいたったのです。

(農委事務局)

町共済の麦類評価

町農業共済組合は、昭和三十一年度の麦類の組合当初評価高と雨害による再評価を次の表のようにとりまとめた。このほど発表しました。

町共済の麦類評価

町農業共済組合は、昭和三七年度の麦類の組合当初評高と雨害による再評価を次の表のようにとりまとめた。のほど発表しました。

雨害による再評価分

	引 受 面 積	引受共済 金 額	3割以上の 被害面積	3割以上の 被害減収量	収 穫 皆 無 面 積	収穫皆無 減 収 量	被害合計 面 積	被害合計 減 収 量	支払共済金 見 込 額	面 積 被 害 率	金 額 被 害 率		被害面積	共済減収量	支払共済金 見 込 額
	アール	円	アール	キロ	アール	キロ	アール	キロ	円	%	%				
小麦	65529	31,309,000	23387	190077	43	829	23430	190906	4,772,650	35.75	15.24	小麦	23430	190906	4,772,650
裸麦	2941	1,613,700	1668	22682	—	—	1668	22682	567,050	56.71	35.13	2条大麦	16336	244600	6,115,000
大麦	49634	29,874,450	31872	489791	96	2373	31968	492164	12,304,100	64.41	41.18	6条大麦	7999	138191	3,454,775
合 計	118104	62,797,750	56927	702550	139	3202	57066	705752	17,643,800	48.31	28.09	裸麦を 合計	47765	573697	14,342,425

山の会 11-2 芦穂 B